

市町村関係 4 団体研修会開催費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
市町村<u>関係 4 団体</u>研修会開催費補助金交付要綱 平成 2 5 年 4 月 1 日 島根県市町村振興協会要綱第 5 号 (趣旨) 第 1 条 市町村<u>関係 4 団体</u>研修会開催費補助金(以下「補助金」という)は、島根県市長会、島根県町村会、島根県市議会議長会及び島根県町村議会議長会が県内の市町村、一部事務組合及び広域連合の一般職及び特別職に属する地方公務員(<u>当該団体職員を含む。</u>)を対象としてその資質向上を目的に行う研修会開催に係る経費について予算の範囲内において補助する。 (補助対象経費等) 第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおりとする。 (1) 補助対象経費 市町村職員等を対象とした研修会開催にかかる経費 (2) 補助率及び補助額 補助対象経費の 10 分の 10 以内(補助対象事業者ごとの上限額 5 0 万円)	島根県市町村<u>職員等</u>研修会開催費補助金交付要綱 平成 2 5 年 4 月 1 日 島根県市町村振興協会要綱第 5 号 (趣旨) 第 1 条 島根県市町村<u>職員等</u>研修会開催費補助金(以下「補助金」という)は、島根県市長会、島根県町村会、島根県市議会議長会及び島根県町村議会議長会が県内の市町村、一部事務組合及び広域連合の一般職及び特別職に属する地方公務員(<u>以下「市町村職員等」という。</u>)を対象としてその資質向上を目的に行う研修会開催に係る経費について予算の範囲内において補助する。 (補助対象経費等) 第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおりとする。 (1) 補助対象経費 市町村職員等を対象とした研修会開催にかかる経費 (2) 補助率及び補助額 補助対象経費の 10 分の 10 以内(補助対象事業者ごとの上限額 5 0 万円)

<u>補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする</u> (3) 補助対象事業者 島根県市長会、島根県町村会、島根県市議会議長会及び島根県町村議会議長会 (補助金の交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を 理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金交付申請書には、補助対象経費の積算に関する書類を添付しなければならない。 (補助金の交付決定) 第4条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。 (補助金の変更交付申請) 第5条 補助対象事業者は、補助対象経費等交付決定の内容に変更を生じたときは、補助金変更交付申請書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金変更交付申請書には、変更の内容を説明する書類を添付しなければならない。	(3) 補助対象事業者 島根県市長会、島根県町村会、島根県市議会議長会及び島根県町村議会議長会 (補助金の交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を 理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金交付申請書には、補助対象経費の積算に関する書類を添付しなければならない。 (補助金の交付決定) 第4条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。 (補助金の変更交付申請) 第5条 補助対象事業者は、補助対象経費等交付決定の内容に変更を生じたときは、補助金変更交付申請書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金変更交付申請書には、変更の内容を説明する書類を添付しなければならない。
---	--

(補助金の変更交付決定) 第6条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。 (補助金の概算払い) 第7条 補助対象事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第3号)を理事長に提出しなければならない。 2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。 (補助金の実績報告) 第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(別記様式第4号)を理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金実績報告書には、補助事業の実績を証明する資料を添付しなければならない。 (補助金の確定) 第9条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、<u>補助金を交付</u>するものとする。 <u>ただし、第7条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。</u>	(補助金の変更交付決定) 第6条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。 (補助金の概算払い) 第7条 補助対象事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第3号)を理事長に提出しなければならない。 2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。 (補助金の実績報告) 第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(別記様式第4号)を理事長に提出しなければならない。 2 前項に規定する補助金実績報告書には、補助事業の実績を証明する資料を添付しなければならない。 (補助金の確定) 第9条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに交付すべき補助金の額を確定するものとする。
---	--

2 理事長は、前項の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。 (削除) (削除) (帳簿等の整備) 第 <u>10</u> 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。 (その他) 第 <u>11</u> 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。 附 則 この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登	2 理事長は、前項の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。 <u>(補助金の請求)</u> 第 10 条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金の額が確定された場合は、速やかに<u>補助金交付請求書（別記様式第5号）を理事長に提出しなければならない。</u> <u>(補助金の交付)</u> 第 11 条 理事長は、前条に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内<u>容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付をするものとする。</u> (帳簿等の整備) 第 <u>12</u> 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。 (その他) 第 <u>13</u> 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。 附 則 この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登
---	---

記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 2 9 年 4 月 3 日常務理事決裁）
この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 2 9 年 4 月 3 日常務理事決裁）
この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

番 年 月 号 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金交付申請書

このことについて、島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 積算根拠 別添資料のとおり

別記様式第1号（第3条関係）

番 年 月 号 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付申請書

このことについて、島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 積算根拠 別添資料のとおり

別記様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金について、島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|--------|---|
| 1 | 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更理由 | 別添のとおり | |

別記様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金について、島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|--------|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回追加申請額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更理由 | 別添のとおり | |

別記様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村関係4
団体職員等研修会開催費補助金について、島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金
交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

2. 交付決定及び交付状況

交付決定額 ア	受領済額 イ	今回請求額 ウ	差引残額アーイーウ
千	千	千	千
円	円	円	円

3. 概算払請求の理由

4. 事業完了予定日

別記様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村職員等
研修会開催費補助金について、島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付要綱第7条
の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残額 (A) - (B) - (C)	円

3 補助金振込口座

金融機関名	
本支店名	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

別記様式第4号（第8条関係）

番
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村関係4団体研修会開催費補助金について、島根県市町村関係4団体職員等研修会開催費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付金実績額 金 円
- 2 交付対象経費実績額 金 円

添付資料

- ①研修会の概要（開催日時、場所、内容、講師、受講者数 等）
- ②補助対象経費の支出額、支出内容、支出先の一覧表

別記様式第4号（第8条関係）

番
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金について、島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助対象経費実績額 金 円
- 2 補助事業の実績証明資料（※） 別添のとおり

※研修会の概要（開催日時、場所、内容、講師、受講者数）および
補助対象経費の支出年月日、支出額、支出内容、支出先が分かる資料を添付すること

(削除)

別記様式第 5 号（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度島根県市町村職員等
研修会開催費補助金について、島根県市町村職員等研修会開催費補助金交付要綱第 10
条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交 付 決 定 額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
差引今回請求額 (A) - (B)	円

3 補助金振込口座

金 融 機 関 名	
本 支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

--	--

--	--

--	--

--	--